

令和3年8月18日

保護者の皆様へ

春日井市教育委員会

夏季休業後半における学校教育活動について(お知らせ)

平素より本市の教育活動に、ご理解・ご協力いただき、誠にありがとうございます。

さて、8月8日(日)より、愛知県は「まん延防止等重点措置」が適用され、春日井市が措置区域となりました。夏休み中の教育活動につきましては、7月15日に配付しました「夏季休業中の新型コロナウイルス感染症対策について(お知らせ)」に沿って実施してまいりましたが、「まん延防止等重点措置」の実施に伴い、次のように変更させていただきます。

このお知らせでは、今までの対策より変更・追加した点(下線部分)と特にお願いしたい点についてお伝えします。

最近急増している「デルタ株」においては、感染力が強く、若年層も感染しやすい状況にあります。春日井市からは「家庭でも感染症対策を徹底しましょう」を配付します。この文書を参考に、各家庭でもこれまで以上の感染予防対策をお願いします。

1 感染拡大防止について

(1) 登校について(学校にウイルスを持ち込まない)

- ・お子様の健康状態を観察(検温)し、「健康観察カード」に記入して、登校させてください。
- ・「風邪の症状がある」(新型コロナウイルス感染症の疑いが心配される)などの体調不良の場合は、欠席させてください。「出席しなくてもよい日」とします。症状が改善されるまで自宅で休養してください。
- ・同居の家族等が、濃厚接触者に特定された場合や、風邪の症状等によりPCR検査等を受ける場合は、学校に連絡をお願いします。欠席する場合は「出席しなくてもよい日」とします。
- ・当面の間は、同居する家族に「風邪の症状がある」場合も欠席させてください。この場合も「出席しなくてもよい日」とします。

※「まん延防止等重点措置」の措置区域の対象となり、感染拡大が心配されるため、下線部分を追加しています。

※ご家庭で心配なことがある場合は、学校に相談してください。

(2) ワクチン接種について

- ・春日井市では、12歳以上の方に接種券が発行され、ワクチン接種が可能となりました。新型コロナワクチンの接種を行うために、欠席、遅刻、早退する場合は「出席しなくてもよい日」とします。また、接種後に生じた副反応のために欠席、遅刻、早退する場合についても同様とします。

2 教育活動について

(1) 学校行事等について

- ・集団が狭い空間に集まるような活動は自粛します。学校行事は、十分な感染症対策を講じながら実施をしていきます。

(2) 部活動について

- ・準備片付けも含めて2時間以内とします。ただし、夏季休業中の土日の活動は基本的に行いません。（春日井市部活動ガイドラインより）
- ・活動は学校内のみとし、対外的な活動（対外試合・合同練習）行いません。ただし、大会・発表会は、感染症対策を講じ、他校との接触が極力少なくなるように工夫した上で参加を可とします。

3 その他

- ・愛知県の「まん延防止等重点措置」は、9月12日（日）までとなっています。9月1日（水）からは2学期から始まりますが、その教育活動につきましては感染状況を見て、2学期にあらためてお伝えします。
- ・学校でも、感染者や濃厚接触者が「いじめ」の被害者にならないよう指導してまいります。ご家庭でも偏見や差別が生じないようお話しくください。
- ・ご家庭においても「新しい生活様式」の実践を引き続きお願いします。特に、「感染のリスクが高まる5つの場面」（厚労省）は、避けていただきますようお願いいたします。